

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管部課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人事務局

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和2年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

標記について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から別紙のとおり依頼がありました。

アルコール関連問題に関する啓発については、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）第15条において、知識の普及のために必要な施策を講ずるものとされ、基本法に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）の基本的施策において、学校教育等の推進が位置付けられているところです。

また、基本法第10条において、毎年11月10日から16日までを「アルコール関連問題啓発週間（以下、「啓発週間」という。）」と定め、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

については、基本法及び基本計画の趣旨を踏まえ、令和2年度啓発週間において、飲酒防止教育の実施やポスターの掲示等、様々な機会・方法を通じて、アルコール関連問題の啓発に御協力くださるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して周知されるようお願いいたします。

1 アルコール健康障害対策推進基本計画（抜粋）

IV 基本的施策

1. 教育の振興等

(1) 学校教育等の推進

① 小学校から高等学校における教育

○ 学校教育において、アルコールが心身に及ぼす影響などを正しく認識させることによって、未成年の段階では飲酒をしないという判断力と態度を育てる。

○ 学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身に及ぼす影響等について、周知する。

2 令和2年度における「アルコール関連問題啓発週間」の取組

以下の厚生労働省ウェブサイトにて啓発ポスター等のダウンロードが可能ですので、適宜御活用ください。

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00003.html

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL : 03-6734-2976 (直通)
FAX : 03-6734-3794



障 発 1029 第 3 号
令和 2 年 10 月 29 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

令和 2 年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

アルコール健康障害対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 11 月 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

このため、厚生労働省では、今般、別添のとおり令和 2 年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱を作成し、関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、広報啓発事業を実施するとともに啓発事業の実施及び広報の推進を呼びかけることとしております。

つきましては、貴府省庁におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施及び広報の推進に取り組んでいただくとともに、関係団体に対し、本週間について周知いただくよう御理解・御協力方お願いいたします。

【参考 URL:厚生労働省 HP 令和 2 年度における「アルコール関連問題啓発週間」の取組】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00003.html

【本件問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 アルコール健康障害対策推進室
係長 安東 和繁／係員 小松 申明
e-mail: andou-kazushige.mp3@mhlw.go.jp
komatsu-nobuaki@mhlw.go.jp
TEL :03-5253-1111 (内線)3100、3065
FAX :03-3593-2008

令和2年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱

1 趣旨

平成26年6月1日に施行された「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年11月10日から16日をアルコール関連問題啓発週間（以下「啓発週間」という。）とし、国及び地方公共団体は、啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものと規定されています。

また、平成28年5月31日に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」の基本的な方向性として、「飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解した上で、お酒と付き合い合える社会をつくるための教育・啓発を推進すること」や「アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について、理解を促進すること」等が定められています。

以上を踏まえ、令和2年度の啓発週間においては、国、地方公共団体、関係団体及び事業者等が、今後のアルコールとの適切な付き合い方や不適切な飲酒によるアルコール健康障害について効果的な啓発事業等を実施します。

2 実施期間

令和2年11月10日（火）から11月16日（月）まで

3 実施体制

厚生労働省、内閣府、法務省、国税庁、文部科学省、警察庁、国土交通省、地方公共団体、関係団体及び事業者等

4 実施に当たっての基本方針

(1) アルコール関連問題について考える契機・気付きとなるような呼び掛け

アルコール健康障害は本人の健康の問題のみならず、家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせる危険性の高い、誰もが関わりのある問題であることを国民が理解し、自らアルコール健康障害の予防に取り組むきっかけ・気付きとなるような取組となることを意識し、当事者のみならず、幅広く国民一人ひとりに対して呼び掛けを行います。

(2) 様々な主体との啓発事業の連携・協力

アルコール関連問題は、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の様々な問題と密接に関連することから、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体と

の連携により、啓発週間の趣旨にふさわしい啓発事業の実施に努めます。

また、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体が啓発事業を効果的に実施できるよう協力します。

(3) 啓発週間の実施を契機とした意識の定着化

啓発週間の実施を契機として、様々な主体による総合的な取組が年間を通じて展開されるような機運の醸成に努め、国民自らがアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならないという意識の定着化を図ります。

5 主な実施事項

(1) 広報啓発事業の実施

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、ポスター、インターネット等様々な媒体を活用した広報啓発事業を実施します。

(2) 様々な主体による啓発事業の推進

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体に対して、アルコール関連問題に関する啓発事業の実施を呼び掛けます。

また、様々な主体が行う啓発事業の取組に資するよう、厚生労働省ホームページにおいて、啓発事業の取組について情報提供します。